平成２３年（フ）第１３９５１号
東京都世田谷区上野毛４丁目４―17―118
債務者　中根　健一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５２号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目７－１―201
債務者　田中　康洋
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５４号
東京都葛飾区立石２丁目４―15―205
債務者　大道口あや子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５５号
東京都世田谷区野沢２丁目24―12　武藤方２Ａ
債務者　大道口　卓
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５７号
東京都調布市染地３丁目１―24　多摩川住宅ハ11―201
債務者　宇内百合子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９６２号
東京都板橋区徳丸３丁目31―14―108
債務者　水野　聡美（旧姓早馬）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９６３号
埼玉県川口市大字東本郷1285―１　グレースフル壱番館201
債務者　中楯　純夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９７０号
東京都板橋区成増３丁目16―９―101
債務者　野田　啓司
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９７５号
東京都荒川区東日暮里４丁目12―10―503
債務者　金子　　大
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０００号
埼玉県桶川市下日出谷西２丁目２－４　第２シャトーふじ201
債務者　三城　聖也
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４００１号
東京都三鷹市野崎３丁目17―13　第２オレンジハイツ202
債務者　新納　　大
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４００５号
埼玉県越谷市東大沢１丁目５―10―102
債務者　蛯名　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４００６号
千葉県八街市八街は18―414
債務者　田谷　市郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０５４号
埼玉県さいたま市浦和区北浦和３丁目16―17―211
債務者　小池　康弘
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０６３号
東京都練馬区向山３丁目20―９―203
債務者　上地圭穂里（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０６５号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目130―305
債務者　山宮　教代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部